

# 『民事訴訟裁判通達書』が届いた!!

最近、「民事訴訟裁判通達書」というはがきが届いたという相談が多数寄せられています。相談内容は・・・はがきには「訴状を裁判所が受理した」とか「出廷しないと差し押さえする」と書いてあるが全く身に覚えがないというものです。

はがきの文面には「出廷命令通知書」「強制執行」「裁判取り下げ期日」などの聞きなれない言葉や「勤務先へ郵送」など不安をあおっています。はがきを受け取った人は内容を確認しようという心理に付け込んで電話をかけさせ、電話番号などの個人情報入手しようとしています。

**絶対に連絡しないようにしてください!**

しかしもし裁判所から文書(はがきではなく封書)が届いたら、放っておかないで、消費生活相談窓口にご相談ください。

## 民事訴訟裁判通達書

この度、通知いたしましたのは被告に対する民事訴訟裁判開始の通達です。原告に対しての契約不履行につき原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理したことを通知いたします。「裁判取り下げ期日」を過ぎますと、指定裁判所から出廷命令通知が届きますので、記載期日に出廷していただきます。出廷拒否されますと民法(民事訴訟法)に基づき原告側の全面勝訴となり裁判終了後には、財産調査を経て動産物・不動産物の差し押さえ及び給与、金融機関口座の凍結を裁判所執行官のもと強制的に執行いたします。

以上を民事訴訟裁判通告とさせていただきます。尚、書面通達となりますので個人情報保護のため詳細は当局までご連絡ください。

※ご連絡なき方には、勤務先等へ郵送する場合もございますのでご承知ください。

裁判取り下げ期日

平成 21年 10月 20日

〒104-0042  
東京都中央区入船1-1-13  
日本管財事務局  
03-3505-5872  
電話受付時間 9:00~19:00  
(土日祝日を除く)

↑ 実際届いたはがきです